

陳情第108号

令和7年 4月16日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区在住者

### 多目的トイレのリフトの設置に関する陳情

#### 陳情の要旨

多目的トイレを車椅子で使用するときに、介助者一人で便器に移す場合には無理なので、川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準等において、介護用リフトの設置を義務付けるよう要望いたします。

#### 陳情の理由

この度、脳性麻痺者と話をしたら、脳性マヒ者協会から市に多目的トイレの介護用リフトの設置に関する要望を出したが、満足できる回答が得られなかつたとの話があり、市議会に陳情を提出することにいたしましたのでよろしくお願ひいたします。

最近では、「玄関用リフト」という簡単に安く設置出来るものがありますので御紹介いたします。